平成２１年（フ）第８３号
三重県名張市瀬古口139番地12
債務者　夏山東明こと　曺　　東明
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４７４号
兵庫県芦屋市山芦屋町18―８芦屋リバーサイドマンション304号、住民票上の住所和歌山県和歌山市松江東４丁目６番28―606号県営東松江住宅
債務者　立山　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５号
兵庫県たつの市新宮町仙正132番地１
債務者　福島　勝也
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第６２２号
高知県高岡郡日高村岩目地1075番地
債務者　北添　　民
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４８号
福岡県久留米市梅満町453番地３
債務者　中川　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８５号
福岡県久留米市津福今町458番地３
債務者　坂口希代乃（旧姓棚町・赤岩）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１４０号
宮崎県都城市上川東３丁目３号15番地
債務者　山元　京子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目45番７号
債務者　猶野　耕造
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番８―51号
債務者　榎本　真樹
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地42中原屋マンション505号
債務者　久松美智洋
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地42中原屋マンション505号
債務者　久松加代子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
長野県上田市古里2097番地、前住所長野県上田市古里2192番地１
債務者　西沢　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１３７号
長野県上田市菅平高原1223番地1018
債務者　中屋　清一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４０号
長野県東御市田中117番地１　市営住宅田中中央団地201号
債務者　市川　惠子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４１号
長野県上田市緑が丘３丁目１番16号
債務者　山崎妙榮子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４６号
長野県東御市和8333番地36
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２５９号
神戸市西区伊川谷町潤和820―３―501
債務者　田中なぎさ（旧姓四辻）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係